

奄美大島に自生する**コゴメキノエラン**、**ヤドリコケモモ** は「種の保存法」により、国内希少野生動植物種に指定されており、**採取**や**国内取引**が**規制**されています



コゴメキノエラン



ヤドリコケモモ

採らないで
売らないで
買わないで

無許可で生きている個体を採取したり傷つけたりした場合、**5年以下の懲役（個人）又は500万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）**の処罰の対象となります。

販売又は頒布する目的の陳列も禁止されています。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の処罰の対象となります。

奄美に自生する以下の植物については、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例によって、採取等が規制されています。

ミヤビカンアオイ、ハツシマカンアオイ、リュウキュウアセビ、アマミセイシカ、テンノウメ、ウケユリ、クスクスラン、シコウラン、アマミエビネ、レンギョウエビネ、オナガエビネ、カンラン、フウラン、カクチョウラン、チゴラン

お問い合わせ先

奄美自然保護官事務所
(奄美野生生物保護センター)

〒894-3104 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑551

電話：0997-55-8620 FAX：0997-55-8621